

第41期 決 算 公 告

平成19年6月29日
東京都千代田区丸ノ内3-4-1(新国際ビル)
株式会社 韓国外換銀行 在日支店
日本における代表者 李 奭勳

貸借対照表(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預け	2,338	預金	42,428
現金	326	当座預金	1,116
預け	2,012	普通預金	8,437
コ ー ル 口	1,100	貯蓄預金	706
買入先勤定		通知預金	600
債券貸借取引支払保証金		定期預金	30,661
買入金手形		定期積金	
買入金債権	15,908	その他の預金	907
商品有価証券		譲渡性預金	
商品国債		コ ー ル マ ネ ー	
商品地方債		売現先勤定	
商品政府保証債		債券貸借取引支払保証金	
貸付商品債		売渡手形	
金銭の信託		コマーシャル・ペーパー	
有価証券	5,667	借入金	23,505
国債		再割引手形	
地方債		借入金	23,505
短期社債		外国為替	574
株		外国他店預り	39
その他の証券	5,667	外国他店借	
貸出	55,619	売渡外国為替	
割引手形	309	未払外国為替	534
手証書貸付	36,004	その他の負債	633
当座貸越	18,400	未決済為替	3
外国為替	905	未払法人税	278
外国他店預け	28,062	未払費用	179
外国他店貸替	173	前受収入	
買入外国為替	27,889	従業員預り	
取立外国為替		給付補てん備	
その他の資産	511	先物取引差入証	
未決済為替	17	先物取引差金	
未払費用	308	借入金	
先物取引差入証		借入金	
先物取引差金		借入金	
保管有価証券等		借入金	
金融派生商品		借入金	
その他の資産	185	借入金	
有形固定資産	282	借入金	
建物	108	借入金	
土地	84	借入金	
建設仮払金	89	借入金	
その他の有形固定資産	223	借入金	
無形固定資産	35	借入金	
ソフトウエア	187	借入金	
のれん		借入金	
その他の無形固定資産		借入金	
繰延税金資産	2,202	借入金	
支払承諾見返	△1,300	借入金	
貸倒引当金	774	借入金	
本店勘定	662	借入金	
本店支店	3	借入金	
在日支店	108	借入金	
在外支店		借入金	
合 計	111,389	合 計	111,389

(記載上の注意):貸借対照表

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 継続企業の前提(会社計算規則131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 該当なし
 - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 該当なし
 - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 該当なし
 - ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表への反映の有無 該当なし
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法: その他の有価証券一評価後、その他有価証券評価差額金算入
 - ② 有形固定資産の減価償却の方法 定率法
 - ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 期末のTT仲値
 - ④ 貸倒引当金の計上方法 債権分類に応じた比率に基づき計上
 - ⑤ 退職給付引当金の計上方法 期末要支給額の100%
 - ⑥ リース取引の処理方法 経費処理
 - ⑦ ヘッジ会計の方法 該当なし
 - ⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法 該当なし
 - ⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 金融商品会計に関する実務商品会計に関する実務指針に基づく時価会計
 - ⑩ その他採用した重要な会計方針 該当なし
 - (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性に乏しいものを除く。)
 - ① 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容。 該当なし
 - ② 表示方法を変更したときには、その内容 該当なし
 - (4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項 該当なし
 - (5) 貸出金のうち破綻先債権(4百万円)、延滞債権(4百万円)、3ヶ月以上延滞債権(0円)及び貸出条件緩和債権(1,792百万円)の額並びにその合計額(1,800百万円) なお、それぞれの定義は銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。
 - (6) 有形固定資産の償却年数又は残存額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。 該当なし
 - (7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記憶額 減価償却累計額(293百: 減価償却累計額(293百万円)
 - (8) リースにより使用する有形固定資産に関する事項(会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。) 該当なし
 - (9) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る)は、この限りでない。 該当なし
 - (10) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。 該当なし
 - (11) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額 該当なし
 - (12) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額 該当なし
 - (13) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象 該当なし
 - (14) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の17から第8条の22まで、第8条の25、第56条及び第95条の3の3に規定する企業結合に関する事項 該当なし
 - (15) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の23、第8条の24及び第8条の26に規定する事業分離に関する事項: 該当なし
 - (16) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項 該当なし
2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。 該当なし
3. 法令に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
該当なし
4. 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。 該当なし
5. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

損益計算書 平成 18 年 4 月 1 日から
平成 19 年 3 月 31 日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	5,054	国債等債券償還損	
資金運用収益	4,137	国債等債券償却	
貸出金利息	1,254	金融派生商品費用	
有価証券利息配当金	183	その他の業務費用	33
コールローン利息	4	営業経費	846
買現先利息		その他経常費用	630
債券貸借取引受入利息		貸倒引当金繰入額	624
買入手形利息		貸出金償却	
預け金利息	11	株式等売却損	
金利スワップ受入利息	54	株式等償却	
外国為替受入利息	2,468	金銭の信託運用損	
本支店為替尻受入利息	90	その他の経常費用	6
その他の受入利息	72		
役務取引等収益	702	経常利益	543
外国為替受入手数料	702	(又は経常損失)	
内国為替受入手数料		特別利益	512
その他の役務収益		固定資産処分益	
その他業務収益	206	貸倒引当金戻入益	
外国為替売買益	195	償却債券取立益	395
商品有価証券売買益		金融先物取引責任準備金取崩額	
国債等債券売却益		証券取引責任準備金取崩額	
国債等債券償還益		その他の特別利益	117
金融派生商品収益		特別損失	1
その他業務収益	11	固定資産処分損	1
その他経常収益	8	減損損失	
株式等売却益		金融先物取引責任準備金繰入額	
金銭の信託運用益		証券取引責任準備金繰入額	
その他の経常収益	8	その他の特別損失	
経常費用	4,510		
資金調達費用	2,933	税引前当期利益	1,054
預金利息	223	(又は税引前当期損失)	
譲渡性預金利息		法人税、住民税及び事業税	22
コールマネー利息	2	法人税等調整額	
売現先利息		当期純利益	1,032
債券貸借取引支払利息		(又は当期純損失)	
売渡手形利息		前期繰越利益剰余金	316
コマースペーパー利息		利益準備金積立額	105
借用金利息	392	本店への送金	948
金利スワップ支払利息	33	(本店からの補てん金)	
外国為替支払利息	1,600	繰越利益剰余金	295
本支店為替尻支払利息	682		
その他の支払利息			
役務取引等費用	67		
外国為替支払手数料	67		
内国為替支払手数料			
その他の役務費用			
その他業務費用	33		
外国為替売買損			
商品有価証券売買損			
国債等債券売却損			

(記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本部経費負担額を注記すること。

なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。

(1) 直接経費（派遣職員給与等）

(2) 間接経費割当額

- 3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前記損益修整益その他異常な利益又は損失の金額を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 4 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。。
- 6 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。